

# コメ研究会 報告書

平成 22 年 12 月



東京穀物商品取引所

## 目 次

研究会委員 .....	2
研究会開催経過 .....	3
はじめに .....	4
1. 現在のコメ事情 .....	5
(1) コメ政策の改革 .....	5
(2) コメの生産、流通、価格事情 .....	5
(3) 現状の問題点 .....	6
2. コメ先物市場が貢献できること .....	7
(1) 先物市場の成り立ち .....	7
(2) コメ先物市場の果たす役割・貢献 .....	7
① 客観的かつタイムリーな価格指標 .....	8
② 価格変動リスクに対する保険手段 .....	8
③ 在庫の縮減・調整 .....	8
④ 「播種前（収穫前）契約」などの推進 .....	8
⑤ コメの在庫を担保とした資金調達 .....	9
3. コメ先物市場について懸念されること .....	10
(1) 投機資金（投資家）に対する不安 .....	10
(2) 価格の乱高下に対する不安 .....	10
(3) 投資家の過剰な投機的行為などに対する不安 .....	11
(4) 意に沿わない投機的な取引に巻き込まれて損をしないかという危惧 .....	12
4. 今後の課題・展望 ～ 期間限定の試験事業の提案 .....	14

研究会委員

氏 名	役 職 等
岡地 和道	岡地株式会社代表取締役社長
木之下 悟	全国主食集荷協同組合連合会常務理事
木村 良	全国米穀販売事業共済協同組合理事長
高木 賢	弁護士
茅野 信行 (座長)	國學院大學経済学部教授
藤岡 茂憲	有限会社藤岡農産代表取締役
村田 泰夫	元朝日新聞編集委員
矢坂 雅充	東京大学大学院経済学研究科准教授

(計 8 名 五十音順、敬称略)

## 研究会開催経過

	開催日	議 題
第 1 回	平成 22 年 7 月 9 日（金）	(1) 委員の紹介及び座長の選任について (2) 前回申請の経緯について (3) 今後の進め方について
第 2 回	平成 22 年 9 月 6 日（月）	前回申請以降の、コメ生産・流通をとりまく状況、 商品先物市場の状況の変化について
第 3 回	平成 22 年 10 月 20 日（水）	現在のコメ生産・流通事情と先物市場の利用可能性 について
第 4 回	平成 22 年 11 月 12 日（金）	コメ先物市場に対する懸念・疑問について
第 5 回	平成 22 年 12 月 10 日（金）	コメ研究会報告書（案）取りまとめについて

## はじめに

コメをとりまく環境は大きく変化しています。生産面では、平成 22 年度より「戸別所得補償モデル対策」が実施され、需給調整もメリット措置の付与を通じて個々の生産者が主体的に取り組む方向に変化しています。流通面でも、現物市場である「コメ価格センター」では、取引減少により実勢に即した価格の形成が困難となっており、かわって売り手と買い手の相対契約が取引の主流になっています。また、いわゆる「播種前（収穫前）契約」も一層促進したいという要望が強まっています。

このような状況において、コメの集荷・販売の競争は厳しくなっており、価格変動リスクや過剰在庫リスクに対するヘッジニーズや公正で透明性の高い価格指標の提供に対する要請が高まっています。

東京穀物商品取引所では、このような事情を踏まえて、コメ関係の各分野の専門家や学識経験者の参集を得て、平成 22 年 7 月にコメ研究会を設置しました。コメ先物市場がその仕組みを通じて、コメ関係者の計画的な生産や経営の安定化にどのように貢献できるのかを整理するとともに、先物市場に対して根強く残っている懸念や不安への対応として取引所が行っている取り組みを整理しました。

当研究会では、コメ先物市場は現在のコメ政策と相まって計画的かつ安定的なコメ生産・流通の実現に貢献できる可能性が高いと考えます。その一方で、主食であるコメを先物市場に上場するためには、まずコメ関係者に対してコメ先物市場の仕組み、機能、利用方法などについて丁寧に説明していくことで、コメ先物市場に対するさまざまな懸念を払拭する必要があるとも考えます。

最後に、利便性の高いコメ先物市場の設計と受け皿となる農産物先物市場の活性化を前提に、戦後、長期間にわたって取引が行われていないコメ先物市場の再開にあたって当然生じるであろうコメ関係者の戸惑いや活用方法に対する疑問を解消するためにも、まず期間を区切ってコメ先物市場の試験事業を行う必要があるという結論を得ました。

## 1. 現在のコメ事情

### (1) コメ政策の改革

平成 22 年度から「戸別所得補償モデル対策」が実施されました。この制度によって、コメの生産者はコメの販売価格が標準的な生産費を下回ってもその差額は直接支払で補填されて一定の所得が補償されることとなりました。また、自給率の向上を図るために、水田を有効活用して加工用米や新規需要米などを生産している生産者にも、作物に応じた交付金が直接支払われ、主食用米を作った場合と同水準の所得が確保できるようになりました。

需給調整のあり方も変化しました。これまでの需給調整は国や農業団体が主導的な役割を果たし、ペナルティ措置を設けて実効性を確保しようとする方法でした。現在は、コメの需給調整に参加した生産者だけがコメの所得補償を受けられるメリット措置によって、生産者が主体的に取り組む方向に変化しています。

コメの備蓄制度についても、100 万トン程度の備蓄水準を維持しつつも、一定期間保管後に主食用として売却する「回転備蓄方式」から主食用以外の用途に売却する「棚上備蓄方式」に変更することが議論されています。

このようなコメ政策の変化はコメの価格にも影響を与える可能性があります。市場に出回る量を事前に調整することで価格の安定と建値の維持を図ろうとするこれまでの「市場前調整型」から、生産者の所得は所得として補償して、価格は市場に任せようとする「市場後調整型」になりつつあります。市場は刻々と変化するコメの需給や経済の動きを映し出すので価格変動は大きくなり、逆にコメの需給も市場シグナルに反応して敏感に調整されることとなります。

### (2) コメの生産、流通、価格事情

コメ生産は依然として過剰基調にあります。モデル対策の影響が注目された平成 22 年度は、過剰作付面積（約 4 万 ha、前年比約 1 万 ha 減）や過剰生産量（約 10 万トン、対前年比約 6 万トン減）が減少するなど一定の効果が見られました。しかし、夏の猛暑の影響もあって作柄が悪化し、品質も大幅に低下（一等米比率 64.4%、対前年比 18.6 ポイント減）するなど、面積調整だけでは回避できない天候に起因する収量リスクや品質リスクがあることを強く認識させられました。

コメ流通は多様化が進んでいます。卸業者や外食業者などの仕入れの多様化、産地との結び付き強化などのニーズに応えるかたちで、単位農協の独自販売が拡大しています（平成 18 年産米 64 万トン→平成 20 年産米 87 万トン）。また、販売戦略の一つとして、集荷業者が中心となって卸業者や実需者などの間で収穫後に引渡すコメの数量や価格を播種前や収穫前に決定する「播種前（収穫前）

契約」の締結を積極的に推し進めていくことで計画的かつ安定的な生産・流通体制を確保しようとする動きも見られます。生産者の直接販売も大きく増加して（平成 17 年産米約 131 万トン→平成 18 年産米約 169 万トン）現在は安定して推移しています。このように多様化・自由化が進むコメ流通において、コメの食品としての安全性を確保し、表示の適正化と適正で円滑な流通を確保する仕組みを整えるために、取引情報の記録と産地情報の伝達を義務付ける「米トレーサビリティ法」が施行されています。

コメの価格は生産量や在庫量の増加による供給過剰と消費の伸び悩み、価格決定における量販店などのバーゲニングパワーの増大などの影響もあって低下傾向にあります。コメの取引についても、かつて 100 万トン近くのコメが上場されていたコメ価格センターの取引が大幅に縮小して「コメの適正な価格指標の形成」と「公正・中立な取引の場」という本来の機能を発揮できない状況にあります。かわって、売り手と買い手の相対契約が取引の主流になっており、農林水産省が米穀取扱業者から聞き取り調査を行って月一回公表している相対価格が取引の価格指標になっています。

### (3) 現状の問題点

コメを取り巻く事情が変化するなかで、新たな問題が発生しています。

まず、コメの価格指標の問題があります。相対価格は実際の取引価格であり信頼性の高い情報ですが、発表頻度が少なく 1 カ月遅れの過去の取引価格であるため、今取引しているコメの価格や、2 カ月先や 3 カ月先に引渡すコメの価格を判断する材料としては十分ではありません。即時性が高く、将来のコメの価格の先行きが判断できるような価格指標を求める動きもあります。

また、価格変動リスクと過剰在庫リスクへの対応があります。コメの価格形成の前提が需給均衡から需給変動に変化して価格変動リスクが増大する可能性があります。コメの価格が供給過剰により低下傾向にあり、取引の基礎となる価格指標に不透明感が強まるなかで、流通現場では売れ残りリスクや値下がりリスクを懸念して在庫を極力持たない「当用買い・当用売り」に徹する動きも見られます。この結果、現物流通が停滞してコメの在庫が生産者から販売の委託を受ける集出荷段階に集中しており、集荷業者や生産者は過剰在庫リスクを負担しています。在庫の増加を回避するために「播種前（収穫前）契約」などの柔軟な販売戦略を志向する動きもありますが、基礎となる将来価格の指標がないことや、契約を締結した後の価格変動から生じるリスクを回避する手段が限定されていることなどから、思うように契約が進まないという問題も生じています。

タイムリーな価格指標があれば、現在の需給状況をリアルタイムで生産・流通現場に伝えられ、生産者や卸業者などの経営の安定に役立つことができます。

## 2. コメ先物市場が貢献できること

### (1) 先物市場の成り立ち

先物市場の起源は「コメの価格の標準を立てる」ために設立され、1730年に江戸幕府によって公認された大阪の堂島米会所にあるといわれています。それから約100年後の19世紀中頃に、米国においても小麦やトウモロコシなどを取引するシカゴ商品取引所が設立されて近代的な先物市場の仕組みが整いました。

先物市場は農産物の「先渡取引」から発展しました。先渡取引とは、売り手と買い手が、将来引渡すコメやトウモロコシの数量や価格をあらかじめ取り決めておく「先売り・先買い」取引です。このような先渡取引は、生産・流通関係者が生産や保管をしているものについて、将来の価格が上がるのか下がるのか分からない不安な状況を回避するために必要に迫られて自然発生した取引です。現在のコメの取引に置き換えれば、収穫前に引渡し数量と価格を固定する「播種前（収穫前）契約」がこれに相当します。先渡取引はお互いをよく知る売り手と買い手の間の相対取引ですが、このような取引を「市場」を通じて広く相手を募って取引するために作られた「取引の場」が先物市場だといわれています。

### (2) コメ先物市場の果たす役割・貢献

コメの安定供給を担う生産・流通関係者は、趨勢的な供給過剰リスク、天候要因による収量変動・品質劣化リスク、価格変動リスク、過剰在庫リスクなどさまざまなリスクへの対応が求められています。

国もこれらのリスクを減らすためにさまざまな仕組みを整えています。趨勢的な供給過剰リスクに対しては、国は毎年度コメの需給見通しを公表するとともに、メリット措置の付与を通して生産者の主体的な需給調整への取り組みを支援しています。コメの価格が値下がりしても生産者が生産費を確保できるように戸別所得補償制度で対応しています。天候や病虫害災害による減収リスクについては農業共済が用意されています。しかし、かつての食管制度時代のように国が直接的に管理しているわけではなく、自由化されている流通段階における価格変動リスクや過剰在庫リスクについては市場機能を前提とした何らかの対応が求められます。

コメ先物市場は、このような国のさまざまな取り組みと相まって公正かつ中立的な価格指標を形成し、価格変動リスクに対する保険や在庫の縮減・調整などの機能を提供する一種の「セーフティネット」として、次のような貢献ができる可能性があります。

### ① 客観的かつタイムリーな価格指標

コメ先物市場では公正かつ透明な価格情報をタイムリーに提供できます。コメ先物市場という公開された取引の場で、大勢の人たちが色々な価値や投資判断を持ち込んで決定される価格は透明性が高く中立的で公正であるといえます。また価格情報も即座に発信されて誰もが簡単に入手できることから、即時性と指標性に優れた価格指標といえます。

このような価格は相対契約の基礎価格として利用できます。コメ先物市場では、市場の需給予想を反映した3カ月先や6カ月先などの予想価格が常に提示されるので、予約販売や予約買付の基礎価格として利用できます。

### ② 価格変動リスクに対する保険手段

コメ先物市場で「先売り・先買い」することで、あらかじめ将来の販売価格や買付価格を固定することができます。このように価格変動リスクを回避することによって、生産費はもとより一定のマージンを事前に確保したり在庫の価値を確定したりすることで経営の安定化が図れます。もっとも、先売りした価格よりも値上がりした場合にはその分の利益を放棄することになりますが、損失も発生しませんので「損得なし」となって経営にも支障は生じません。このように価格変動リスクに対して保険をかける行為は「ヘッジ」と呼ばれていますが、先物市場ではこのヘッジを柔軟に行うことができるという特徴があります。ヘッジをするかしないかは自由であり、する場合でも必要な時に必要なだけすればよく、一旦ヘッジしたとしても途中で止めたり数量を調整したりすることもできます。これらは全て利用者の判断に委ねられています

### ③ 在庫の縮減・調整

コメ先物市場を利用して在庫の縮減や調整を行うことができます。集荷業者は収穫期に生産者から販売の委託を受けたコメの在庫を一年かけて販売していきます。この時、在庫についてコメ先物市場で売りヘッジを行って在庫の価値が下がるリスクを回避しながら、コメを販売した時点で売りヘッジをはずしたりコメ先物市場で現物を渡したりすることで売れ残りリスクを無くして在庫を縮減することができます。逆に、実需者に先売りして将来コメを確保して供給しなければならないことになっても、コメ先物市場でその分の買いヘッジを行って買付価格が値上がりするリスクを回避しながら、コメを調達した時点で買いヘッジをはずしたりコメ先物市場で現物を受けたりすることで、値上がりを気にすることなく必要な時に必要な在庫を調達できる体制を整えて在庫を縮減することができます。

### ④ 「播種前（収穫前）契約」などの推進

コメ先物市場を利用することで「播種前（収穫前）契約」を一層促進させることができます。

「播種前（収穫前）契約」を促進するには、契約価格の基準となり得る公正かつ中立的な将来の予想価格が存在し、契約締結後の価格変動リスクを回避するための仕組みが整備される必要があります。コメ先物市場はこの二つの仕組みを提供できます。「播種前（収穫前）契約」の基準価格にコメ先物市場の価格を利用することによって契約をシンプルかつ安定的なものにすることができます。また、契約締結後に売り手と買い手が必要に応じてコメ先物市場でヘッジをすることで、価格の上げ下げによって片方が得して片方が損をするという不公平感が解消されるので、契約の一層の促進が期待できます。このような「播種前（収穫前）契約」の取り組みが推進されることにより、計画的・安定的なコメの生産・販売体制を確立し、集出荷段階の在庫数量も縮減することができます。

#### ⑤ コメの在庫を担保とした資金調達

コメ先物市場ができることで、コメの在庫を担保とした資金調達が行いやすくなる環境が整います。

新米の出回り時期などには大量の買付資金が必要になります。コメのような農産物は、明確な価格指標が無い場合には資産評価が難しく、値下がりすれば担保価値が毀損するリスクもあるため、コメを担保とした借入を行うことはこれまで難しい状況でした。しかし、コメ先物市場ができて公正かつ透明な価格指標が提供されれば、コメの在庫価値の適正な資産評価が可能になり、売りヘッジを行うことで在庫価値の保全を図ることもできます。その結果、コメの在庫を担保とした動産担保融資が活発に行われるようになれば、コメの取引の活性化と円滑な流通が実現する可能性があります。

### 3. コメ先物市場について懸念されること

コメ先物市場はさまざまな貢献ができる場所なのですが、その一方で、コメ生産・流通関係者を中心に『先物市場に主食であるコメを上場することによって価格が乱高下するなど悪い影響が生じる恐れはないのだろうか。』という強い懸念があることも事実です。この背景には、先物市場の持つ「投機」、「価格の乱高下」、「ハイリスク（大きな損失）」、「トラブル」といったイメージや不安があるものと思われます。

#### (1) 投機資金（投資家）に対する不安

先物市場には生産・流通関係者のほかにも多くの投資家が取引に参加しています。コメの取引とは直接関係がない『投資家が何か変なことはしないだろうか。』という不安や疑問があります。

しかし、先物市場は「数多くの投資家が参加することによって本来の機能を発揮するもの」なので、投資家の存在は不可欠です。

先物市場はもともと生産・流通関係者だけの「先渡取引」から発展しました。戦争・紛争などの影響で将来の価格の先行きが非常に不確かになった時期に、売り手は将来の値上がりを考えて高い売値を提示して、逆に買い手は将来の値下がりを考えて安い買値を提示したために価格の折り合いがつかず、取引が全く成立しないで流通が停滞しました。そこで、地主や医者などの投資家に取引への参加を持ちかけ、彼らが利益の可能性と引き換えにリスクを引き受けて取引の相手方になりました。この人たちは現物商品の受渡しをしませんから、最終的には金銭によって必ず「売りの取引は買い戻され、買いの取引は売り戻されて清算」されます。この結果、取引が成立するようになって流通の停滞が解消しただけではなく、生産・流通関係者の取引で極端に開いていた売値と買値の隙間を投資家の取引が埋めて価格変動もなだらになったといわれています。投資家は先物市場における保険のアンバランスを埋める働きもしています。

このように先物市場に数多くの投資家が存在することによって、生産・流通関係者が好きな時に好きなだけ低いコストで保険をかけることが可能になります。投資家は利益の可能性と引き換えに生産・流通関係者のリスクを引き受けて、取引の成立を促す潤滑油の役割を果たしています。

#### (2) 価格の乱高下に対する不安

『コメの先物市場ができると、コメの価格が乱高下して現物市場に対して悪い影響を与えないだろうか。』という不安があります。

先物市場は誰でも参加できる、公正なルールによって運営される「取引の場」であり、先物市場の価格も現物市場の価格と同様に需要と供給によって決まり

ます。先物市場はそのような需給を価格として映し出す「鏡」にすぎません。コメについても、先物市場が存在した戦前の状況がそれを証明しています。

先物市場は、もともと生産・流通関係者の「先渡取引」から発展した市場であるため、取引期限を迎えれば現物の受渡しが行われる現物市場になります。したがって、コメ先物市場においても、価格形成の中心的な役割を果たすのは実際に現物を取引している人たちになります。

確かに、先物市場の価格は現物市場の価格と違って将来の予想価格ですが、先物市場で取引する人たちも、まず足元の現物の実勢価格を参考にして天候や現物の引合いなどの将来予測を織り込みますので、双方の価格は基本的に連動します。

生産・流通関係者だけが参加している現物市場では、全員が同じ情報に反応して価格が一方向に極端に振れやすい性質があります。先物市場では、投資家がさまざまな価値や投資判断を持ち込みますので、価格がならされる傾向があります。先物市場では取引が毎日行われていて、さまざまな情報が瞬時に価格に反映されるために一時的に大きく変動することがありますが、基本的に先物市場の価格は将来の予想価格であり、そのような情報を消化する時間的余裕もあるので、中長期的には現物価格よりも安定的で、むしろ現物価格の極端な価格変動を抑える働きをしています。

したがって、先物市場の価格は現物市場の価格よりも価格変動が大きいイメージがありますが、これは誤解で、中長期的には現物市場の価格変動の方が大きいのです。

コメ先物市場ができると、コメの現物市場との間で相互にチェック機能が働いてお互いの極端な値動きを補正しあうことができます。先物市場と現物市場が車の両輪のように機能することによって、双方の市場の効率性や価格形成の透明性が高まる可能性があります。このことは、生産現場や流通現場にとって混乱をもたらすものではなく、むしろ安定的・計画的な生産や販売の実現に貢献できる可能性があります。

### (3) 投資家の過剰な投機的行為などに対する不安

先物市場において投資家がリスクの引き受け手としての役割を果たしていることは理解できても『大量な資金を持つ機関投資家などが先物市場で相場に影響を与えるような過剰な投機的行為などをしないだろうか。それによってコメ関係者が何か不利益を被ることはないだろうか。』という不安があります。

先物市場での取引は、現物市場のようにお互いをよく知る売り手と買い手の相対取引とは異なり、お互いをよく知らない不特定多数の人たちが市場で売り買いする取引です。そのために、先物市場を運営している取引所は、不正な取引や決済の不履行などを防止する仕組みの整備が求められています。

取引所は、過剰な投機的行為などを防止するために次のような市場監視や市場管理を実施しています。

- 不正な取引が行われていないか、取引中及び取引後に監視システムの利用や報告の徴収によって監視する仕組み
- 資金量の豊富な投資家などに過剰な取引を行わせないように、取引できる上限を設ける仕組み（建玉制限）
- 極端な価格変動がある場合に、取引を一時的に停止して市場の過熱を冷やしたり（値幅制限）、取引コストを上げたりすることによって取引を抑制する仕組み（証拠金引上げ）

また、最も大事な金銭上の問題については、取引所における取引の決済を確実なものにするために、取引するときに担保金を預託させる仕組みや、取引所（清算機関）が決済を保証する仕組みを整備しています。

さらに先物市場における不正な取引は法律でも禁じられています。情報操作によって価格を操作しようとする行為や、架空名義を使って取引する行為、複数の者があらかじめ示し合わせて取引を行い価格を混乱させる行為などが厳重に禁止されており、違反した場合には厳しい罰則が課されます。

先物市場を監督する国も、近年、世界的な規模で商品市場へ資金が流入していることから、国境をまたいだファンドなどが価格操作などを行わないよう、外国政府と情報交換するなど監視体制を整備しており、緊急時には、国が取引所に対して値幅制限や証拠金引上げなどの取引の制限を命じることができます。

#### **(4) 意に沿わない投機的な取引に巻き込まれて損をしないかという危惧**

コメの生産・流通関係者からは『コメ先物市場ができると、コメの生産者などが意に沿わない取引を強制されて損をするのではないか』という危惧が示されています。

そもそも先物取引は参加を強制されるものではありません。なお、過去において、商品先物取引に関するトラブルが多く発生していたことは事実です。しかし、数次に渡る商品先物取引法の改正によって、商品先物取引に参加する委託者の保護は次のように大幅に強化されました。

- お客様の知識、経験及び財産の状況に照らして不適切な勧誘を行わないこと
- 取引をしないという意思表示をしたお客様を勧誘することの禁止、お客様に迷惑な仕方で勧誘することの禁止、お客様の勧誘に先立って自社の会社の名前や先物取引などの勧誘であることを告知すること、お客様が勧誘を受けようとする意思があるかないか確認しないで勧誘することの禁止
- 先物取引の仕組み・リスクをお客様に事前説明することの義務化

この結果、苦情件数は大幅に減少しています。また平成23年1月からは取引の勧誘の要請をしていないお客様に対して取引の勧誘をする行為である「不招請勧誘」が禁止されるなど委託者保護が一層強化されます。

商品取引会社による先物取引の勧誘についても、法律において不当勧誘規制などが定められて各社ともにガイドラインに従ってきめの細かい委託者保護の対策を講じていることから、意に反した取引を強制されるようなことはありません。

生産・流通関係者はヘッジ目的（経営安定のための保険）で先物市場を適正に利用する限り先物市場での損失はヘッジの裏付けとなっている現物取引の利益が埋めあわせるのでトータルで「損得なし」となるのが基本です。

生産・流通関係者が先物市場で損をするというのは、現物取引の裏付けがないのに先物市場で取引したり、裏付けとなる現物取引に見合う数量を超えて先物市場で取引を行っていたりする場合です。このような行為は実質的に先物市場で投機を行っていることになるので損失が発生してしまう可能性があります。このようにならないように、先物市場を利用したヘッジの仕組みを理解して参加し、ヘッジ取引を行うための管理体制を整備する必要があります。投機は投資家たちにまかせて、その潤沢な資金を保険としてうまく利用するのです。

#### 4. 今後の課題・展望 ～ 期間限定の試験事業の提案

コメの生産流通をめぐる環境が変化して、価格指標に対する要望や価格変動リスクや過剰在庫リスクのヘッジ手段を求める声が高まるなかで、コメ先物市場は生産・流通関係者の経営の安定化を進める道具として貢献できる可能性があります。しかし、主食であるコメを先物市場に上場するためにはいくつかの課題があります。

まず生産者、集荷業者、卸業者、小売業者などコメ関係者のコメ先物市場に対する懸念や不安を払拭する必要があります。そのためには、このようなコメ関係者に対して、コメ先物市場の仕組み、機能、利用方法などを丁寧に説明していくことが求められます。

コメ関係者にとって利便性の高い市場設計を行う必要があります。コメ先物市場では、公正かつ効率的な価格形成を行うために、取引の対象を標準品と呼ばれる単一の銘柄（あるいは銘柄グループ）に絞って集中して取引します。そのために、標準品の選定にあたってはなるべく多くのコメ関係者が有効にヘッジを行うことができるよう、現物市場におけるコメの流通実態や銘柄間の価格関係などに留意してコメ関係者のコンセンサスを得る必要があります。さらに、「米トレーサビリティ法」など新たな制度に対応した受渡制度なども検討しなければなりません。

農産物先物市場の取引を活発にさせる必要があります。我が国の商品先物市場の取引量は縮小しています。公正かつ効率的な価格形成と円滑なリスクヘッジを実現するためには、実需者や投資家など多くの人たちを市場に呼び込んで取引量を確保する必要があります。そのためには、委託者保護を徹底して使い勝手の良い市場を構築するなど、実需家や投資家が安心して取引に参加できる環境を整えていく必要があります。

我が国には約 280 年前の江戸時代から第二次世界大戦前まで約 200 年にわたってコメ先物市場が開設されていた歴史があります。この間、コメ先物市場は価格指標や価格変動リスクのヘッジ機能を提供してコメの生産・流通の安定化に役立っていました。コメ先物市場は戦後長期にわたって途絶えていることから、コメ先物市場を復活させることについてはコメ関係者に戸惑いやどのように活用するのかよく分からないといった疑問があることは当然と思われれます。

商品先物取引法には、本上場の前に、一定の期間を区切って試験的な上場を行い対象商品の取引量や生産・流通への影響などを検証するための「試験上場制度」があります。もし、検証の結果、何か悪影響があれば本上場を取り止めます。

そこで、当研究会としては、この試験上場制度を活用して、コメ先物市場が

コメ関係者の経営の安定に役立つことができるか、生産・流通に影響があるかなどを検証するため、2年程度の期間を区切ってコメ先物市場の試験事業を行うことを提案します。

以上